

長崎県におけるICT活用工事（土工）試行要領

I. ICT活用工事

I-1 概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

また、本試行要領は、ICT施工技術を活用する土工に適用する。

I-2 ICT活用工事における土工

次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（土工）とし、次の②④⑤の段階での活用は必須とする。また、「ICT土工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、土工以外の工種にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの試行要領及び積算要領を参照すること。

I-3 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo-machidukuri-bunrui-3/ictkouji/>

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) 音響測深機器を用いた起工測量（河床等掘削がある場合）
- 6) TS等光波方式を用いた起工測量
- 7) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 8) RTK-GNSSを用いた起工測量

※現地での測量に際しては、伐採後の現況地形において行うこと。

ただし、土工数量 1,000 m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して、監督職員と協議の上、上記 1)～8)によらず従来手法による起工測量を実施しても ICT 活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

1-3①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT 活用工事とする。

③ ICT 建設機械による施工

1-3②で作成した3次元設計データを用い、以下に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録第1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。

ただし、現場条件により、③ ICT 建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も ICT 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-3③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

（1）出来形管理

【土工数量1,000m³以上の場合】

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1)～5) から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m 間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下 1)～5) を原則とするが、現場条件等により以下 6)～9) の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

ただし、以下 6) ～ 9) の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 音響測深機器を用いた出来形管理（河床等掘削がある場合）

- 6) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 7) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 8) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理

なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

【土工数量1,000㎡未満の場合】

出来形管理にあたっては、上記の 6) ～ 9) による出来形管理を実施するものとする。なお、監督職員と協議の上、上記 1) ～ 5) の他、以下 10) 11) による出来形管理を実施してもよい。

- 10) モバイル端末を用いた出来形管理
- 11) 地上写真測量を用いた出来形管理

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わる毎、また、路体と路床の様に品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとし、その場合もICT活用工事とする。

⑤ 3次元データの納品

1-3①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

1-4 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は「一般土木工事」、「アスファルト舗装工事」、「セメント・コンクリート舗装工事」、「法面処理工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、以下（1）～（3）に該当する工事とする。

（1）対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。

1）河川土工、海岸土工、砂防土工

- ・掘削工（河床等掘削含む）
- ・盛土工
- ・法面整形工

2）道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

（2）適用対象外

従来施工において、長崎県建設工事施工管理基準（出来形管理）を適用しない工事は適用対象外とする。

（3）適用規模

- ・設計額の制限はなく、全ての工事を対象とする
- ・ICT活用工事（土工）の対象規模は、1-4（1）対象工種を条件とし、数量は「2-1発注方式」に記載のとおりとする。なお、出来形管理を行わない作業土工（床掘工）については、ICT活用工事（作業土工（床掘工））試行要領によるものとする。

2. ICT活用工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用工事の発注は以下（1）～（2）によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など、工事内容及び現場条件等を勘案し決定する。

（1）発注者指定型

《対象工事》

- ・発注者指定型は、盛土工と掘削工の合計土工量が10,000 m³以上を目安として発注者が設定した工事に適用する。

《内容》

- ・対象工事のうち、発注者が現地等を確認しICT施工技術を活用可能な工事と判断して発注し、ICT活用工事を実施する工事。ただし契約後、受注者が現地調査等の結果、受注者の責によらず真にやむを得ない理由によりICT施工技術を活用することが出来ないと判断される場合は、監督職員と施工計画書提出までに協議を行い取りやめることは可能。

なお、現地等の確認においてICT活用の判断がつかない場合は、対象土量が10,000 m³以上でも「施工者希望型」として発注してもよい。

(2) 施工者希望型

《対象工事》

- ・施工者希望型は、盛土工と掘削工の合計土工量が10,000㎡未満を目安として発注者が設定した工事に適用する。

《内容》

- ・対象工事全てをICT活用可能工事として発注し、受注者がICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT施工技術の活用を行うことができる。

※「そのほか」

ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事として設定した後は、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

2-2 入札方式

設計金額に応じて、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）及び指名競争入札とする。

2-3 発注における入札公告等

入札公告、特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。

なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

(1) 発注者指定型

【入札公告】記載例

『1 工事概要』に以下を追記する。

（番号）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

なお、契約後、受注者が現地調査等の結果、受注者の責によらず真にやむを得ない理由によりICT施工技術を活用することが出来ないと判断される場合は、監督職員と協議し、協議が整った場合にICT施工技術の活用を取りやめることが出来る。

本工事におけるICT施工技術の活用は、〇〇土工【※試行要領1-4（1）1）～2）の該当工種を記載すること。】において、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、詳細については特記仕様書によるものとする。

ただし、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は、監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

・ I C T 建設機械

Ⅰ) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

なお、MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

【特記仕様書】記載例

第〇〇条 I C T 活用工事について

Ⅰ. I C T 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T 施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する I C T 活用工事である。

2. 定義

(Ⅰ) i-Construction とは、I C T 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて I C T 施工技術を活用した工事（I C T 活用工事）を実施するものとする。

(Ⅱ) I C T 活用工事とは、施工プロセスの以下の段階において、I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に I C T 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8により I C T 施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用することとし、このうち②、④及び⑤の実施は必須とする。また、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、土工以外の工種に関する I C T 施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. I C T 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下Ⅰ)～Ⅷ)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) 音響測深機器を用いた起工測量（河床等掘削がある場合）
- 6) TS等光波方式を用いた起工測量
- 7) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 8) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～8)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

ただし、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

【土工1,000㎡以上の場合】

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～5）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～5）を原則とするが、現場条件等により以下6）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

ただし、以下6）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 音響測深機器を用いた出来形管理（河床等掘削がある場合）
- 6) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 7) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 8) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

【土工1,000㎡未満の場合】

出来形管理にあたっては、上記の6）～9）による出来形管理を実施するものとする。なお、監督職員と協議の上、上記1）～5）の他、以下10）11）による出来形管理を実施してもよい。

- 10) モバイル端末を用いた出来形管理
- 11) 地上写真測量を用いた出来形管理

★変更特記仕様書には、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用について、設計計上の有無が確定した段階で以下の内容を追記する。

【変更特記記載例】（3次元出来形管理等の費用計上がある場合）

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上している。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 音響測深機器を用いた出来形管理（河床等掘削がある場合）

【変更特記記載例】（３次元出来形管理等の費用計上がない場合）

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

- ６）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ７）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ８）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ９）施工履歴データを用いた出来形管理

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わる毎、また、路体と路床の様に品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

- ６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- ７．長崎県建設工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

- ８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第〇〇条 ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等という。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000m³以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000m³未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出が無い場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

【土工数量1,000m³以上の場合】

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとしており、当初設計では官積による算出方法により設計計上を行っている。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

受注者からの見積により算出される金額が官積により算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とし、官積により算出される金額が受注者からの見積により算出される金額を下回る場合は、官積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～5）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5）音響測深機器を用いた出来形管理（河床等掘削がある場合）

【土工数量1,000m³未満の場合】

土工数量1,000m³未満における3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。

受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT施工技術の活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 受注者は契約後、現地調査等の結果、受注者の責によらず真にやむを得ない理由によりICT施工技術を活用することが出来ないと判断される場合は、監督職員と協議し、協議が整った場合にICT施工技術の活用を取りやめることが出来るが、ICT施工技術の活用を取りやめた場合は、ICT活用工事の費用について減額を行う。
3. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

【※土工1,000 m³以上の場合には下記を記載】

4. 掘削工のICT建設機械による施工については、全土工数量分見込んでいるが、現場条件により、従来型建設機械による施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

※ICT建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

【※砂防土工の場合には下記を記載】

4. 掘削工のICT建設機械による施工については、全土工数量分見込んでいるが、現場条件により、従来型建設機械による施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の50%を「掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

【※河床等掘削の場合には下記を記載】

4. 河床等掘削工のICT建設機械による施工については、全土工数量分見込んでいるが、現場条件により、従来型建設機械による施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

※ICT建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

（２）施工者希望型

【入札公告】記載例

『Ⅰ 工事概要』に以下を追記する。

（番号）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（施工者希望型）の対象工事である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT施工技術の活用を行うことができる。

本工事におけるICT施工技術の活用は、〇〇土工【※試行要領Ⅰ－４（Ⅰ）Ⅰ）～Ⅱ）の該当工種を記載すること。】において、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをいう。ただし、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は、監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

なお、ICT施工技術の活用に係る費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

・ ICT建設機械

Ⅰ）3次元MCまたは3次元MG建設機械

なお、MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

第〇〇条 ICT活用工事について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下の段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT活用工事のうち、上記2.（2）①、③については、監督職員へ協議の際に、受注者の希望により実施を選択し、②、④、⑤の実施を必須とする。また、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、起工測量にあたって、ICT施工技術を用いた起工測量または従来手法による起工測量が選択できる。

ICT施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～8)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) 音響測深機器を用いた起工測量（河床等掘削がある場合）
- 6) TS等光波方式を用いた起工測量
- 7) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 8) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～8)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

受注者は、ICT建設機械による施工または従来型建設機械による施工が選択できる。

ICT建設機械による施工においては、5. ②で作成した3次元設計データを用いて、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

ただし、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、ICT施工技術を用いた施工管理または従来手法による施工管理が選択できる。

ICT施工技術を用いた施工管理においては、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

【土工1,000㎡以上の場合】

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～5）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～5）を原則とするが、現場条件等により以下6）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

ただし、以下6）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 音響測深機器を用いた出来形管理（河床等掘削がある場合）
- 6) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 7) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 8) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

【土工1,000㎡未満の場合】

出来形管理にあたっては、上記の6）～9）による出来形管理を実施するものとする。なお、監督職員と協議の上、上記1）～5）の他、以下10）11）による出来形管理を実施してもよい。

- 10) モバイル端末を用いた出来形管理
- 11) 地上写真測量を用いた出来形管理

★変更特記仕様書には、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用について、設計計上の有無が確定した段階で以下の内容を追記する。

【変更特記記載例】（3次元出来形管理等の費用計上がある場合）

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上している。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 音響測深機器を用いた出来形管理（河床等掘削がある場合）

【変更特記記載例】（３次元出来形管理等の費用計上がない場合）

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

- ６）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ７）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ８）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ９）施工履歴データを用いた出来形管理

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わる毎、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

- ６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- ７．長崎県建設工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

- ８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第〇〇条 ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

Ⅰ．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、ICT施工技術の活用について具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領に基づき以下（1）（2）により費用を計上することとする。

- ・ ICT活用工事（土工 1,000m³以上）積算要領
- ・ ICT活用工事（土工 1,000m³未満）積算要領
- ・ ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

【土工数量1,000m³以上の場合】

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

受注者からの見積りにより算出される金額が官積により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とし、官積により算出される金額が受注者からの見積りにより算出される金額を下回る場合は、官積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～5）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5）音響測深機器を用いた出来形管理（河床等掘削がある場合）

【土工数量1,000㎡未満の場合】

土工数量1,000㎡未満における3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

【※土工1,000㎡以上の場合には下記を記載】

3. 掘削工のICT建設機械による施工については、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

※ICT建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削【※または河床等掘削工、該当する工種を記載】（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

【※砂防土工の場合には下記を記載】

3. 掘削工のICT建設機械による施工については、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の50%を「掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

【※河床等掘削の場合には下記を記載】

3. 河床等掘削工のICT建設機械による施工については、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

※ICT建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「河床等掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

3. ICT活用工事実施の措置

3-1 工事成績評定における措置

ICT施工技術の活用を実施した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定調書の【④考查項目別運用表（主任監督員）「5. 創意工夫I. 創意工夫」】において評価するものとする。

なお、ICT活用工事において、ICT施工技術の活用（1-2のうち必須項目②④⑤）を採用した工事の成績評定については、本項目での加点対象とし、加点評価は以下のとおりとする。

◆①～⑤全ての段階でICTを活用した場合は、2点の加点とする。

※「【施工】□⑥ICT活用工事において、全ての項目（①～⑤）でICTを活用した工事」をチェックすること。

◆必須項目②④⑤でICTを活用した場合は、1点の加点とする。

※「【施工】□⑤ICT活用工事において、必須項目②④⑤でICTを活用した工事」をチェックすること。

※以下についてはICT活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。

1) 起工測量において、前工事及び設計段階での3次元納品データが活用できる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量。

2) 現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合の、従来型建設機械による施工。

3) 土工数量が少なく③ICT建設機械による施工を行っても現場の作業効率化が見込まれない場合。

4) 出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる、及び降雪・積雪によって面管理が実施できない等の理由により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施した場合。

なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

（1）発注者指定型

受注者の責によりICT施工技術の活用（1～2のうち必須項目②④⑤）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

（2）施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりICT施工技術の活用（1～2のうち必須項目②④⑤）が実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

3-2 ICT活用証明書の発行（長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ）

- ・3-1に示す2つの◆においてICTを活用した場合は、ICT活用証明書を発行する。
- ・証明書の発行は、工事成績評定通知と併せて発行する。
- ・証明書の様式は、別紙-3とする。

4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途発出されている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して以下1)～4)に基づく積算を実施するものとする。受注者からICT活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、また、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用について監督職員へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1)～4)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT施工技術の活用について協議を行う際には、「1-2①～④」に係るそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

- 1) ICT活用工事（土工 1,000m³以上）積算要領
- 2) ICT活用工事（土工 1,000m³未満）積算要領
- 3) ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- 4) ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

上記のほか、現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、見積り内容を確認の上、設計変更するものとする。

また、見積り徴収にあたり、「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」【別紙-1】を参考にするものとする。

3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用を計上する場合は、当該費用の妥当性を確認の上、計上するものとする。

具体的な運用方法については、上記積算要領及び別添【補足資料】に基づき実施するものとする。

なお、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用について、妥当性を確認するため見積書の提出を発注者が求めたにも関わらず提出がなされなかった場合には、当該費用については計上しないものとする。

(2) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT施工技術を活用する場合、ICT施工技術を活用する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1)～4)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT施工技術の活用について協議を行う際には、「1-2①～④」に係るそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

- 1) ICT活用工事（土工 1,000㎡以上）積算要領
- 2) ICT活用工事（土工 1,000㎡未満）積算要領
- 3) ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- 4) ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

上記のほか、現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、見積り内容を確認の上、設計変更するものとする。

また、見積り徴収にあたり、「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」【別紙－1】を参考にするものとする。

※ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、機械施工部分を対象に、契約変更の対象とする。

3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用を計上する場合は、当該費用の妥当性を確認の上、計上するものとする。

具体的な運用方法については、上記積算要領及び別添【補足資料】に基づき実施するものとする。

なお、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用について、妥当性を確認するため見積書の提出を発注者が求めたにも関わらず提出がなされなかった場合においては、当該費用については計上しないものとする。

4－4 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を随時実施するものとする。

4－5 ICT関連要領等

ICT活用工事を実施するにあたり、関連要領等をもとに施工管理、監督、検査を実施するものとする。

なお、長崎県で定めている以下①～③以外の関係要領等については、国土交通省九州地方整備局の要領を準拠するものとする。

①長崎県建設工事施工管理基準

②長崎県土木工事検査基準・長崎県建設工事検査実施要領（案）

③長崎県建設工事成績評定要領

①～③は、長崎県ホームページに掲載（長崎県HP内で『建設工事関係』と検索）
(<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo-machidukuri-bunrui-3/>)

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

※【参考】ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

